特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	地方税及び保険料の納付管理に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

古平町は、地方税及び保険料の納付管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱にあたり特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

古平町長

公表日

令和7年10月10日

I 関連情報						
1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務						
①事務の名称	地方税及び保険料の納付管理に関する事務					
②事務の概要	・地方税法等の規定に則り、個人住民税、法人住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税(料)、介護保険料及び後期高齢者医療保険料、子ども・子育て支援の収納情報・滞納整理情報の管理、消込・滞納整理・過誤納の処理、統計出力等を行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。①収滞納状況の照会②滞納者の実態調査照会文書の回答依頼②納付書等の返戻④口座情報の管理、異動、照会					
収納消込システム 統合宛名システム 中間サーバー						
2. 特定個人情報ファイル名						
(1)納付情報ファイル (2)宛名情報ファイル						
3. 個人番号の利用						
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(以下、番号法) 第9条第1項、別表第24,44,85,100,127項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年内閣府・総務省令第五号) 第16条、第24条、第46条、第50条、第68条					

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1)実施する 2)実施しない 3)未定
	■情報照会は実施する 番号法第19条第8号に 第二条の表48,49,69,70 ■情報提供は実施しな	基づく利用特定個ノ 71,115,116,117,131,	人情報の提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第九号) 132,155項

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	町民課 税務係
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先 古平町総務課 北海道古平郡古平町大字浜町50番地 0135-48-9835

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先 古平町総務課 北海道古平郡古平町大字浜町5O番地 0135-48-9835

9. 規則第9条第2項の適用]適用した
適用した理由		

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上				
	いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点				
2. 取扱者	数					
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		<選択肢> [500人未満] 1)500人以上 2)500人未満				
	いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点				
3. 重大事	3. 重大事故					
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		人 [発生なし] <選択肢> 1)発生あり 2)発生なし				

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書	の種類			
2)又は3)を選択した評価実施	項目評価書] へては、それぞれ	重点項目評価	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重 3) 基礎項目評価書及び全	項目評価書
されている。					
2. 特定個人情報の入手(作	青報提供ネ	ットワークシス・	テムを通じた。	入手を除く。)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用					
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	С	十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)に セス権限のない職員等)に よって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの	委託		[0]	委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[3	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転	조(委託や情報	根提供ネットワー	ークシステムを道	通じた提供を除く。) [O]:	提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの	接続		[]接続しない(入手) [〇]	接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	

7. 特定個人情報の保管・	肖去
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業	[]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、複数人でのダブルチェックを行い、リスク対策を行っている。
9. 監査	
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・	· 答 発
従業者に対する教育・啓発	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられ る対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢> 十分である 十分である 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・特定個人情報ファイルを取り扱うシステムへのアクセス権を必要に応じて付与・解除している。 ・事務取扱者への研修、セキュリティ研修を毎年実施している。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年2月25日	新規作成			事前	
令和4年6月10日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求 請求先	古平町総務課 北海道古平郡古平町大字浜町40番地4 0135-42-2181	古平町総務課 北海道古平郡古平町大字浜町50番地 0135-48-9835	事後	
令和4年6月10日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問合せ 連絡先	古平町総務課 北海道古平郡古平町大字浜町40番地4 0135-42-2181	古平町総務課 北海道古平郡古平町大字浜町50番地 0135-48-9835	事後	
令和7年10月3日	新様式対応、標準化・共通化・ がバメントクラウド対応				
令和7年10月3日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを 取り扱う事務 ②事務の概要	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(以下、番号法) 第9条第1項、別表第一の第16,30,59,68,94項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号)第16条、第24条、第46条、第50条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(以下、番号法)第9条第1項、別表第24.44,85,100,127項番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年内閣府・総務省令第五号)第16条、第24条、第46条、第50条、第68条	事前	
令和7年10月3日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークに よる情報連携 ②法令上の根拠	■情報照会の根拠 ・番号法 第19条第8号 別表第二(27の項、82の項、94の項、116の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号) ■情報提供の根拠	■情報照会は実施する 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年デジタル庁・ 第二条の表 48,49,69,70,71,115,116,117,131,132,155項 ■情報提供は実施しない	事前	
		なし			